

「安平町まちづくり基本条例」が施行されました

問合せ 企画財政課企画グループ ☎ 2751

「まちづくり基本条例」と

町民参画推進条例など

関連条例の施行

昨年12月に公布した「まちづくり基本条例」と、この基本条例を根拠として併せて公布された3つの条例が12月26日に施行となりました。

①まちづくり基本条例

安平町の憲法的な位置付け。行政・町民・議会がそれぞれの役割を担いながら、みんなが参加して「まちづくり」を進めるためのルールが書かれています。

(広報あびら昨年の9～12月号で紹介しました。)

②町民参画推進条例

まちづくりへの町民参画と協働に向けて、行政が実施する施策のうち、町民生活に大きく関連するものを企画・計画する場合には、事前に町民が参画し、意見や提案が行える制度をルール化しています。



町民参画事業として「あびら夢・未来100人町民フォーラム」を開催するという「まちづくり基本条例」の基本的な考えに基づき、町民参画推進条例では、町民の皆さん 의견を町政に反映させるための方法や手続を定めています。条例の施行に先立ち、昨年11月、町民からの意見聴取の手続の一つとして定めた「ワークショップ」という手法を使って、現在町が建設を計画している「道の駅」を題材に、「あびら夢・未来100人町民フォーラム」を開催しました。